

各省庁において行政手続コスト削減に向けて対応の必要のある事項  
(入札・契約関係)

平成 29 年 6 月 26 日  
行政手続部会

1. 行政手続コストの削減に向けて対応の必要がある事項

(1) 関係省庁における検討（～29 年 10 月末まで）

①物品・役務

- ・調達総合情報システムにおける統一参加資格申請時の提出書類の見直し、政府電子調達システムの利便性向上など、政府電子調達に係る課題について、内閣府及び内閣官房の協力を得つつ、各省庁と連携し、総務省が検討を進める。その際、内閣官房が全省庁の協力を得つつ行う官民データ活用推進基本計画における行政手続等の棚卸しの結果を踏まえることとする。
- ・独立行政法人の入札参加資格について、国との統一運用を行っていない法人の所管省庁は見直しを進める。

②建設工事・測量等

- ・経営事項審査の書類の提出・作成負担の軽減（提出書類の重複排除の取組含む）について、国土交通省は見直しを進める。
- ・競争入札参加資格審査の運用の改善について、建設工事・測量等の調達を行っている省庁は、中央公共工事契約制度運用連絡協議会に参加する。建設工事・測量等の調達を行っている未参加の独立行政法人については、所管省庁は、参加を求める方向で検討を進める。
- ・当該協議会や地域発注者協議会の場も活用し、各省庁の協力を得つつ、国土交通省が中心となり競争入札参加資格審査の運用の見直しや、その他の課題について検討を進める。

## 2. 行政手続部会におけるフォローアップ

### (1) 省庁ヒアリング（29年11月～12月末まで）

○総務省から、物品・役務の政府電子調達に係る課題について、国土交通省から、建設工事・測量等の経営事項審査、競争入札参加資格審査その他の課題について、必要に応じて行政手続部会において、見直し・検討結果のヒアリングを行う。

○入札・契約に関する以下の事項について、必要に応じて行政手続部会においてヒアリングを行う。

#### 〔物品・役務〕

- ・入札参加資格の国との統一運用を行わない独立行政法人がある場合、その理由。

#### 〔建設工事・測量等〕

- ・建設工事・測量等の調達を行うが、中央公共工事契約制度運用連絡協議会に参加しない省庁及び独立行政法人がある場合、その理由。

### (2) 行政手続部会の見解を踏まえた見直し（30年1月～3月末まで）

○ヒアリングの結果を踏まえ、行政手続部会は、必要な改善を求める。

○行政手続部会の見解を踏まえ、関係省庁は必要な見直しを実施。